

研究ノート

ペンシルヴァニアにおける憲法批准会議と修正案

澤 登 文 治

はじめに

- 一 ペンシルヴァニア邦批准会議開催前夜
 - 二 ペンシルヴァニア邦批准会議における議論
 - 三 草案批准反対派の修正案
- おわりに

はじめに

一七八七年九月に完成したアメリカ合衆国憲法草案は、効力発生の要件とされる九つの邦の批准を得るために、各邦に回付された。そこにおいて憲法草案に関して憲法制定議会においてと同様の論点について、草案賛成派のフェデラリストと反対派のアンタイ・フェデラリストの二つのグループに大きく分かれて、賛否両論が戦わされたのである。実際、一三の邦の

うち九つの邦においては、草案をそのままの形で批准することに大きな抵抗があったため、自らが作成した修正条項を提出した。そしてそれが第一回連邦議会で審議され、憲法の一部となることを望む決議が行なわれた。これらのうち最初に修正案を作成し提出したのは、ペンシルヴァニア批准会議の少数派で、それは一七八七年二月二日のことであつた。これは、第一回連邦議会において、憲法修正に関して指導的役割を果たしたマディソン自身のヴァージニア批准会議が修正案を作成する、半年以上も前のことであつた。そのためもあつて、このペンシルヴァニア修正案は、ヴァージニアだけでなく、その他の邦批准会議の審議過程に大きな影響を与えていくことになつた。⁽¹⁾

そこで本稿は、このペンシルヴァニア少数派修正案が作成されるに至つた経緯を概観し、その意義を探ることを目的とする。しかし、全一四箇条を含むこの少数派の文書は、条項のみならずそれらについての説明および条項を設けるに至つた経緯のすべてを網羅する大部のものであるため、概括的な解説では意義がなく、かといつて詳細な分析を加えることにも限界がある。そこで本稿ではある程度関心を絞り込む必要があるが、その際、批准会議において草案の批准に賛成する賛成派と、これに反対の立場をとる反対派の、基本的立場の相違を如実に表す論点に注意を払うことが有益かつ簡便である。すなわち、各邦の主権および権限が、草案によりいかに取り扱われているのかをめぐつて繰り広げられた、批准会議の根幹をなす議論の対立に、できるだけ焦点を定めることにする。それでは以下、ペンシルヴァニア邦議会での議論を、時間を追つて検討していくことにしよう。

一 ペンシルヴァニア邦批准会議開催前夜

ペンシルヴァニアのフィラデルフィアで一七八七年五月から開催されていた連邦憲法制定議会は、同年九月一七日に草案を完成させた後、閉会となつた。そしてペンシルヴァニアにおいては、その三日後の九月二〇日には、フェデラリストが第一回の公式集会を持ち、草案を擁護する意思表明を行なつた。これに一步遅れをとつたアンタイ・フェデラリストたちは、

草案に対する攻撃を九月二六日に、初めて『フリーマンズ・ジャーナル (Freeman's Journal)』に掲載した。こうしてペンシルヴァニアにおいてフェデラリストとアンタイ・フェデラリスト両者の戦いの火蓋が切って落とされたのである。そして、同二六日、二八日そして二九日には草案賛成派のテンチ・コックス (Tench Cox) が草案擁護の初論考「アン・アメリカン・シチズン (An American Citizen)」を三回連載で『インデペンデント・ガゼット・インディペンデント・ガゼット (Independent Gazetteer)』に掲載した。⁽²⁾その後九月二八日の午前に、ペンシルヴァニア邦議会 (Assembly) は、草案批准の可否を問うための邦批准会議 (Convention) を招集する旨を、一旦は決定した。ところがその日の午後、議会を再開しようとしたところ、アンタイ・フェデラリストたちは憲法批准に関するそれ以上の審議を阻止する目的で、議会が定足数に満たないよう意図的に議会出席をボイコットしたのである。そのためその日の審議はそれ以後ストップし、翌日に持ち越されることになった。⁽³⁾翌朝九時半に議会を再開しようとしたときにはまだ定足数に足りていなかった。この事態を打開するために、出席していたフェデラリストを中心とする議員らは、実力を行使して、ボイコットしている議員のうちの二人を議会に連れ戻し、定足数に満たしたとし、審議を再開した。そしてその日の審議終了時までには、批准会議の代表を選出する選挙を一月六日に行ない、そこで選出された代表による批准会議を一月二〇日に、フィラデルフィアにおいて開催することを決議したのである。⁽⁴⁾

その後も両派の対立はさらに厳しくなり、一〇月五日には、サミュエル・ブライヤン (Samuel Bryan) が、全アメリカで読まれ、草案反対派にしばしば引用されることになる「センチネル (Centinel)」の第一稿を、『インデペンデント・ガゼット・インディペンデント・ガゼット』に掲載する。後の多くのアンタイ・フェデラリストの主張がそうであったように、この論考においては、草案が中央政府の権限を強力にし、連邦政府ではなく統一政府を構築することになると、十分な人権保障の条文を欠いているにもかかわらず、人権宣言あるいは権利章典を欠いていることが、草案反対の中心的な論点となっていた。すなわち、憲法草案により創り出される体制は、「通常のバランスのとれた政府からはほど遠く、また、実践においては恒久的貴族政である」と。⁽⁵⁾

これに対し翌一〇月六日には、ペンシルヴァニアのフェデラリストのリーダー格であるジェームズ・ウィルソン (James

Wilson) が、三日後の同月九日に行なわれる邦議會議員選挙に出馬する同派の候補者を指名するために開かれた「邦議会議場 (the State House Yard)」集会において、草案の基本原則について演説を行ない、フェデラリストの見解を公にするとともに、草案の早期批准を訴えた。連合規約と新憲法草案の基本原則上の相違は、各州から連邦政府への権限委譲の仕方と程度であり、草案とそれによって構成される中央政府は州および人民にとつて安全であることを説明して次のように述べる。すなわち、

連邦議会の権威は、暗黙の含蓄からなっているのではなく、連合の基本法に表現された積極的付与からなっている。したがって、邦憲法では人民の手に留保されていないものは、すべて政府に付与されているが、連邦憲法ではこれと正反對の定理が成り立ち、付与されていないすべてが留保されるのである。……これは、提案されている憲法〔草案〕の欠点は権利章典の省略であると考える人々への、回答となるだろう。……眞実、提案されている体制はいかなる影響も出版上に有さないから、その主題に関して形式的な〔権利の〕宣言を導入させるといふのは、単に無意味なことにはすぎないであろう。否、まさにその宣言が、ある程度の権限が〔連邦政府に〕与えられていることを暗示していると解釈されるかもしれない。⁶⁾

こうして、ウィルソンの演説は、新しい邦議会の選挙日当日、すなわち一〇月九日に『ペンシルヴァニア・ヘラルド (Pennsylvania Herald)』の号外として公表され、また後日、いくつかの大都市においても再発行された。こうして全国的に読まれたためあつて、後に両派によつてことあるごとに引用された。またこれは、後に『ザ・フェデラリスト』の諸論考においてマディソンらによつて主張されることになる、フェデラリストの公式的憲法解釈のうちの最初のものとなつたのである。

そしてこの一〇月九日には、邦議会の議員選挙が行なわれたが、議席数こそ多少減らしたものの、フェデラリストはそれまでと変わらず議会において優勢的地位を保持した。そしてこの邦議會議員選挙が終了するやいなや、今度は十一月六日の批准會議代表選出選挙に向けての選挙戦が開始された。この選挙戦における主要論点が、憲法草案の批准の可否であつたこ

とは言うまでもない。この間、フェデラリストたちは、ペンシルヴァニアの新聞の多くを影響下に置き、自分たちの立場を表明することにさらに努力したが、他方アンタイ・フェデラリストたちも、『インデペンデント・ガゼット・ティア』に、これまでよりさらに多くの論考を発表してフェデラリストたちに対抗した。たとえば一〇月一七日には、同誌に、「デモクラティック・フェデラリスト (A Democratic Federalist)」という標題の論考をはじめ、「クロニクル・オブ・アーリー・タイムズ (The Chronicles of Early Times)」など、同時に五つの論考を発表している。⁽⁷⁾そして前者、「デモクラティック・フェデラリスト」では、先の一〇月六日のウィルソン演説に対する反論が述べられている。すなわち、ウィルソンが権利章典は必要ないと主張したことに反論して次のように言う。

もしこの〔制限政体の〕原理が本当であるなら、それがわれわれの自然権の保持のためにわれわれが有する唯一の保障 (the only security) である以上、少なくとも政府の計画 (the plan of government) (＝憲法草案) においてそれは明白に表現されていなければならないはずだ。現行連合規約第二条は、「各邦は、その主権、自由および独立、ならびに、大陸会議に集まる諸邦連合 (＝合衆国) に本規約によって明示的に委譲されていないすべての権力、管轄権および権利を保有する」とする。この宣言は提案されている憲法 (草案) においては全部省略されている (entirely omitted)。ところが、この憲法 (草案) と現行連合規約との間には、実体的相違が存在するのである。つまり、後者の議会 (Congress) は単なる執行団体である。それは税を徴収する権限を持たず、また司法管轄権も持たない。これとは逆に前者では、連邦統治者 (the federal rulers) は政府の三つの基本的権限それぞれを付与されている。それらの法律は異なる各州の法律に卓越する (paramount) ものとなる。であれば、それら (＝連邦政府権限) の侵害に対抗するために〔われわれには〕何が存在するというのか。人民に対して圧制を行なおう (tyrannize) とすれば、常備軍はあらゆる人民の努力を黙らせるであろう。……ウィルソン氏の〔州憲法と連邦憲法とは異なるから、後者において権利章典は不要だとする〕区分は忘れられ、あるいは否定され、あるいは言葉巧みに言いぬけられ、人民の自由はもはや存在しなくなることだろう。⁽⁸⁾

こうして、草案が構成しようとしている中央政府は、連合規約のそれよりもはるかに強力な権限を有することになるにもかかわらず、連合規約第二条のように、邦の主権と権限を、留保権限として保障する旨の規定が欠如していることを批判した。そしてその後、常備軍の危険性や出版の自由などの基本的人権の保障の稀薄さについて批判を加えている。つまり、後に憲法修正第一〇条となる州主権の保障規定の源泉がここに見られるのである。⁽⁹⁾

しかし、両派の選挙戦は単にこのように論壇において戦わされていただけではなかった。一月五日から選挙当日の六日にかけての深夜、この批准会議代表選挙戦の激烈さを象徴する事件が起きた。フィラデルフィア在住のアンタイ・フェデラリストのリーダー格数名の家、ならびにペンシルヴァニア西部地区の邦議会議員および評議会委員 (councillors) が投宿しているアレキサンダー・ボイド少佐 (Major Alexander Boyd) 所有の下宿家屋を、暴徒が襲ったのである。この事件の詳細に関しては奇妙なことに新聞報道がまったくされておらず、翌日の議会の審議を伝える記事あるいは議員たちの間の私信から推測されるのみであるが、それら暴徒はこれらアンタイ・フェデラリストたちを何らかの形で深夜に侮辱したとされている。⁽¹⁰⁾

さて、一夜開けた一月六日の批准議会議代表選挙では、先述のようなアンタイ・フェデラリストの草案反対を主軸とした諸論考による選挙運動にもかかわらず、結果は数のうえでフェデラリストの勝利に終わった。しかし、アンタイ・フェデラリストの側は、今回、批准議会議代表として選ばれた四名の邦議会議員のすべてが自分たちのメンバーであったこと、また、先回の選挙で構成された邦議会により、最高執行評議会 (the Supreme Executive Council) の委員としても、この日三名のアンタイ・フェデラリストが選ばれ、同評議会におけるアンタイ・フェデラリストはあわせて五名になったこと、そのうちの二名は同時に批准会議にも選ばれたことなどにより、それから始まろうとしている批准会議での活動に強気で臨む構えを見せた。一方、フェデラリストの側は、どのような政策的配慮に基づくものか明確ではないが、結果としては邦議会議員あるいは評議会委員の誰も、今回の批准議会議代表には選出されずに終わった。⁽¹¹⁾

さて同日発行された『インデペンデント・ガゼット』で、アンタイ・フェデラリストは、「後期大陸連合軍の将校 (An

Officer of the Late Continental Army)』と題名の論考を掲載し、一〇月六日のウィルソンの演説に 대응するとともに、さらなる草案反対の主張を行なった。ここにおいては、それまで反対の理由として主張してきたところを、明確に二三箇条にまとめあげている。そして、第一項以下第七項までにおいて、草案は連邦権限をあまりに強大なものとすること、しかしその権限に対し邦の主権を保障するための規定を何も置いていないことを、以下のように批判する。すなわち、

1、それは単に邦の連合 (a CONFEDERATION OF STATES) でなく、個人の政府 (a GOVERNMENT OF INDIVIDUALS) を構成するものである。

2、議会の権限はすべての市民の生活、自由そして所有に及ぶ。

3、様々の邦の主権は事実それ自体によって (*ipso facto*)、その基本的部分を破壊される。

4、そこから残されるものは、邦政府と連邦議会との間に暴力的な軋轢を生む傾向のみである。その結果、いずれか一方の残骸が残されて終わる。

5、その結果はしたがって、邦の連合が暴力的紛争により破壊されるか、あるいは邦の主権が沈黙のうちの侵害 (silent encroachments) により飲み込まれ、普遍的貴族政 (a universal aristocracy) になるかのいずれかである。……

6、連邦議会がこれら莫大な権限 (immense powers) を有するため、邦および人民の自由は、権利章典あるいは権利宣言によっても確保されはしない。

7、州の主権は明示的には留保されていない。州政府の実質 (substance) ではなく形式 (form) のみが、明示的文言によりそれらに保障されているのである。¹³⁾

要するにここにおいても憲法草案の重大な欠点あるいは問題点は、邦主権を保障する旨の規定がそこには存在しないことであつた。アンタインフェデラリストは執拗にその旨の規定を設けることを要求したのである。

ところでこのころから批准会議が開催される一月二〇日までの間、ペンシルヴァニアにおけるフェデラリスト、アンタインフェデラリスト両派の新規の出版物の数は減少したが、それまでにすでに同邦で発行されていた主要な出版物のその他

の邦における数は、増していた。このことから理解できるように、この時期のペンシルヴァニアの状況は、他の邦の大きな注目を集めていたのである。その後、批准会議が開催されそれが終了するまでの一カ月弱の間には、ペンシルヴァニアでのフェデラリストの出版物数は減少した一方で、アンタイ・フェデラリストのそれは増加していった。¹⁴つまりこのことは、後者の要求である憲法修正条項の付加が、さらに強力に主張されるようになっていったことを意味する。では以下、項目を改めて、一月二〇日に開催された批准会議における議論を概観し、いかなる経緯で少数派から修正案が提出されることになったのかを、検討していこう。

二 ペンシルヴァニア邦批准会議における議論

ペンシルヴァニア邦批准会議は一月二〇日に招集されたが、定員六九名中の三八名の代表しか集合しなかったため、実質的審議は六〇名が集合した翌二一日になってから開始された。二一日の会議は、フレデリック・ムーレンバーグ (Frederick A. Muhlenberg) を議長に選出して閉会した。次の日から二日間、会議の運営上の規則や役職者等の人選のために費やされ、憲法草案に関する議論は二四日になって初めて持たれることになった。

一月二四日に、まず動議を発したのは、ジェイムズ・ウィルソンと並ぶフェデラリストで、ペンシルヴァニア最高裁判官でもあるトマス・マックキーン (Thomas McKean) であった。彼は、憲法制定議会が作成した憲法草案を、そのまま修正なしで批准することを提案したのである。そしてこれは、ウィルソンの長い演説により支持された。¹⁵これに対し、アンタイ・フェデラリストのジョン・スマイリー (John Smilie) は時間を稼ぐために、草案に関する審議を翌日以後に延期し、この日は閉会とすることを動議した。これが同じくアンタイ・フェデラリストのロバート・ホワイトヒル (Robert Whitehill) によって支持されたため、翌週月曜日、二六日に改めて審議が再開されることになった。¹⁶

そして一月二六日の議論では、憲法草案の審議の仕方が検討された。トマス・マックキーンが提案し、ステファン・チェ

ンバーズ (Stephen Chambers) が支持した方法は、草案の条文ごとに本會議で審議していくというものであった。これに對しては、ジョン・スマイリーがエイブラハム・リンカーン (Abraham Lincoln) の支持を得て、本會議を全体委員會に構成しなおいし、そこでまず審議し、その結果に基づいて本會議で再度審議する方法を提案したが、多数決の結果否決された。また、會議規則の変更が行なわれ、同一の問題に關して二度以上の発言が認められることになった。⁽¹⁷⁾ こうして再度、實質的な内容の審議は、翌日に持ち越されることになった。翌二七日には、まずホワイトヒルがリンカーンの支持を得て、憲法草案を批准するか否かの判断を會議に仰ぎ、その結果これが否決されたので、今度は草案を条文ごとに審議するか否かが問われた。その結果これは認められ、第一条についてこの日若干の議論が持たれたが、すぐに閉會になった。⁽¹⁸⁾

翌一月二八日に、ようやく實質的議論が開始された。この日の議論では主として、ウィルソンとスマイリーもしくはホワイトヒルとの間で、権利章典の必要性について、兩派によつて従前から戦わされてきた主張が繰り返された。第一にウィルソンによれば、権利章典なるものは、イギリスのマグナ・カルタに端を発し、国王主権から人民の諸自由と権利を保障する目的から創設されたものであるところ、この草案はその前文からも理解できるように、国王主権に基づく憲法体制を予定しておらず、そもそも権利章典などによる人民の人権保障の必要性の基礎を欠くと主張される。すなわち、彼は前文の文言を引用し、『われわれ (アメリカ) 人民は』——憲法は彼らの名前で宣言されている。あらゆる権限がそこに源を発し、そこに究極的に帰属するところの彼らの權威によつて、憲法は、衣を着せられている。マグナ・カルタは国王が付与したものであった。(しかし) この憲法は人民の行為 (によるもの) であり、彼らが明示的に付与しなかつたものは、彼らが保持したのである」と主張する。⁽¹⁹⁾

これに對してスマイリーは、人権侵害を行なつてきた国王が今度の憲法体制から排除されたからといって、必然的に権利宣言まで不必要になるという論理は成り立たないと批判する。すなわち、「確かに至高の權威は元來人民に存することは真実である。しかしだからといって権利の宣言が余分である (superfluous) ということになるだろうか。人民が政府を変更し廃止する権利を有するからといって、その権利を確保するためにとられるあらゆる手段は、余分なもので無意味なもの

(ingatory)と推論されるのか〔否、そのようなことはない〕⁽²⁰⁾と。さらに、ホワイトヒルもこれに続いて、権利章典は不要であるとするウィルソンの主張に批判を加える。すなわち、「もしも憲法自体が何の誤謬も生じないほど政府権限を申し分なく定義しているのであれば、そして、われわれの統治者が常に正しく行為することが十分に保障されているのであれば、……権利の明白な留保なしでもわれわれは満足するかもしれない。しかしわれわれは、権力は、それ自身の増大化(its own augmentation)を求める性質を持ち、したがって緩やかな、あるいは膨大な権威を委譲すれば、必然的結果として〔われわれは〕自由を失うことになることを知っている。……そして新しく統合された帝国(consolidated empire)の巨大な体系は、現在の諸邦間の協約(compact)の残骸の上に構築される。……それは、否定する余地もなく、個々に邦の独立と主権を廃止するように設計されているのだ⁽²¹⁾」と。その結果としてスマイリーは憲法草案がもたらすもの、それは「人々が決して期待していなかった数々の邦政府の廃止(annihilation)であり、それは、私は強く信じるが、アメリカの市民的自由(the civil liberties of America)を破壊するであろう⁽²²⁾」と主張する。その後、この日はトマス・マックキーンがウィルソンを援護する発言をして審議を終了している。以上この日の議論に代表されるように、繰り返し、邦の権限およびその主権を確保するための努力が、ペンシルヴァニアのアンタイ・フェデリストたちによって、全批准会議の先頭をきって行なわれたのである。

その後の議論は、各条文ごとに進行していった。両派はこれまでと同様、フェデラリストは中央集権を信奉する立場から憲法草案を擁護し、他方アンタイ・フェデラリストは邦主権を尊重する立場から草案に批判を加え、批准反対を訴えていった。しかし、このころには批准に関してはほぼ大勢が決まっていたようである。一月二十九日付のある私信の中に次のような記載がなされている。すなわち、「批准するか否かの決が仮に〔現時点で〕採られれば、決の状況は四四対二五で可決される⁽²³⁾と想像される」と。

その翌日の三〇日にも同様に草案に対する反対が、第一条の連邦議会の権限に関連して、フィンンドリーとスマイリーによって唱えられている。すなわち、フィンンドリーは「与えられた権限——留保された権限——それらはすべて列挙されねばな

らない。われわれの安全のために権利章典をつけ加えよう。」と述べ、また、スマイリーはマックキーンの挑発的言動に呼応するかのようになり、権利章典を準備する用意があると述べる。マックキーンは、権利章典に執拗に固執する反対派に対し、はたしてそれを準備することすらできるのか、疑念を隠さずに述べた。すなわち「一体どのような権利章典をそれら〔草案反対の〕紳士諸氏は提案しようというのか見てみたいものだ」と。これに対してスマイリーは、「批准会議がそれを受理するならば、権利章典を提示するであろう。第一点、重要な点であるが、権利章典は必要なのか、第二点、この新しい体系は邦政府を廃止するのか。直接課税、投票税、常備軍〔これらが認められていること〕が、反対〔原因〕なのである。協約の原典の文書 (the instrument of original compact) として、権利章典は必要であり、留保権限に言及するためにも必要である。州の主権と独立は留保されねばならない。……どの権利をわれわれは放棄する (surrender) のか、どれを保持する (retain) のか、われわれは知っていなければならない」と。これに対しては、ウィルソンがそれまでと同様の観点から反論した。

以上のように、両派の草案に対する立場は真つ向から対立するものであり、その後も同様の議論が同様の点について戦わされ、両者は平行線をたどった。このような膠着状況を打開すべく、批准会議は、一二月三日から八日にかけて草案反対派には反対理由をまとめさせ、それに対して賛成派にはそれに対する回答を用意させるという手続に移ることにした。反対派は、スマイリー、フィンドリー、ホワイトヒルが中心となつて、二四〇に及ぶ項目を掲げて反対の理由とした。⁽²⁴⁾ それらのうち重要な理由は、言うまでもなく、それまでに再三再四繰り返されてきたところの、邦主権の保障の欠如であった。すなわち、「(一) 邦主権が放棄されていると認められる」(二月四日、スマイリー)、「(八) 主権はその行使にあつては、諸邦のうちにあるのであつて、人民のうちにあるのではない」(同日、フィンドリー)と。したがって、邦主権の保障が脆弱である以上、それを保障するとともに人民の諸権利をリストアップした権利章典を付加することが要求されるのである。

これに対するフェデラリストの回答の一部は、同日ウィルソンにより与えられた。まず、邦主権については、主権は不可分であるから、邦と人民の両者にそれが存しうることを前提とした邦主権の理論は成り立たないとする。すなわち「二つの主権的権限 (sovereign powers) はありえない。〔なぜなら〕下位的な主権はもはや主権ではない〔から〕。この憲法〔草案〕

においては、邦の主権は代表されていない (is not represented) のである」と。(26) だからといって、邦の権限が連邦政府により恣意的に侵害されることを恐れる必要も、また、ないことを次のように述べる。すなわち、邦と連邦の間の「一線は、数学的正確さを持ってひかれてはいるわけではない。言語の不正確性はある程度、そのような欲求が達成されることを妨げるのである。この問題を、真実の光を照らして見るものには誰にでも、権限は可能な限り詳細に列挙され定義されていることが分かり、また、一般的条項「第一条第八節」(「必要かつ適切条項」は、……委譲された特定の権限に効果をもたらすために、必要なもの以上の何ものでもないことが分かるであろう。)⁽²⁷⁾したがってすでに草案の本文において可能な限りの権限列挙がなされており、これ以上のもはありえないことを説得しようとしたのである。その上で、権利章典により人民の諸権利を保障する必要性に関しては、これまでどおり否定する。すなわち、「提案されている政府においては、権利章典の必要性はありえない。というのは、人民は決して自分たちの権限を手放すことはないから。人のすべての権利を列挙する！憲法制定議会の〔代表の〕誰もそのようなことをしようとはしなかったと、確信を持って言える。……権利章典を付加したとしていかなる害 (harm) があろうかと、われわれ〔賛成派〕は再三尋ねられた。(しかし)何の善 (good) もないのであれば、それで十分な拒否理由になると私は思う。また、たとえ権利章典を採択したとして、われわれは一体誰に対してそれを報告するのか。〔というのも〕われわれをここに送った人々からそのようものを作る権限を、われわれは付与されたのか。〔否、されていない〕」。また、権利章典の必要性を否定する、より実質的な理由として、次のように言う。「これら権利の全体 (the whole) を理解する人〔の数〕は非常に少ないものと私は考える。グロチウスやプーフENDORFからヴァッテルまで、あらゆる政治学者はこの主題について取り扱ってきた。しかし、これらの書物の一つにも、あるいはこれらすべての集大成 (aggregate) のうちにも、人民を人として、そして市民として関連づける、権利の完全な列挙 (a complete enumeration of rights) を見いだすことはできない」と。⁽²⁸⁾要するに、人民が主権を有する憲法体制においては、権利章典の必要性はそもそももないように、物理的にもすべての権利を列挙することは不可能であると言うのである。

また、一二月一〇日にはマックキーンが、先の草案反対派の二四〇項目の反対理由を一〇点にまとめ、逐次それらに反

論を加えた。そして、権利章典あるいは権利宣言の欠如に関する論及は、第八点目に置かれ、それらの必要性に疑問を投げかけた。すなわち、「そのようなものは、人民とは権限や利益に関してまったく区別される国王と貴族院を有する大英帝国を除いては、自由にとって不可欠 (essential) であるとは考えられてこなかったのである」と。また、草案が創造しようとしている政府は統合政府 (consolidation) であり、連合政府 (confederation) ではないという反対理由の第九点目に対しては、政府の呼称がどうであれ、必要性の認められる政府を創造することが重要であるとする。すなわち、「その名前は重要ではない (immaterial)」。いくつかの州をまとめ、特定の事象において特定の目的のために、あたかも一つ (の政府) であるかのようにすること、……それが強く求められているものなのである。「したがって」それが統合政府と呼ばれようと、連合政府と呼ばれようと、はたまたま国家政府と呼ばれようと何と呼ばれようと、それが良い政府で、自由、静寂そして幸福の恵みを促進すると計算されるのであれば、私は気にしない」と。そして最後の第一〇点目は、草案が貴族政を作り出すとする反対意見だが、第九点目と同様、これを呼称の問題に還元して解決を図った。

以上のような経緯で、アンタイ・フェデラリストを中心とする草案反対派は、二四〇にのぼる反対理由をまとめあげ、憲法批准を阻止する立場を堅持したのに対し、フェデラリストから構成される批准推進派は、これら反対理由をある程度逐次的に論駁する努力を払ったのである。そして、これに費やされた数日間の審議は、それまでの議論を集大成し両派の立場あるいは論点を明確化することには役だったかもしれないが、両者が互いに相容れない基本的立場に立つことを、かえって鮮明に示し、爾後の両者の対立をさらに先鋭化する可能性を大きくしたとも考えられる。このように相容れない両極端に立つ両派の議論の膠着状態から脱して、憲法批准へと向かわせた重要な事件が、この翌々日、一月二十二日に起こった。次に、その事件とは何であったのか、そしてこれによってどのように事柄が解決へと向かったのかを、検討することにしよう。

三 草案批准反対派の修正案

この日午前、フィンドリーは最後の草案反対意見を会議において述べた。そして午後の議論では、午前の会議の様子から、反対派の旗色が悪いと判断したホワイトヒルは、同月五日付の「カンバーランド・カウンティーの請願 (Cumberland County Petition to the Pennsylvania Convention)」を会議に提出した。そしてその請願で要請されているように、草案の批准を見送るよう会議に要求したのである。この請願は、フィラデルフィア・カウンティーおよびカンバーランド・カウンティーの七五〇名の署名を受けたもので、修正条項の付加なしで草案を批准しないよう、批准会議に要請するものであった。まず草案に対する反対理由を大きく次の三点にまとめた。第一に、「良心にしたがって神を崇拜する自由を人民に保障する、権利の宣言がない」、第二に、「この憲法の第一条第八節は、連邦議会は前述の権限を執行するために必要かつ適切なすべての法律を制定する権限を有する……と宣言して、連邦議会に無制限の権限を付与するが、連邦議会在が、どの法律が必要かつ適切であるかの判断者になつてゐる」、そして最後に、「第一条第四節は、……ペンシルヴァニアの下院議員の選挙がフィラデルフィアで行なわれることを命令することができるが、これは……同地における現在の選挙人の四分の三をして、生涯、投票することを妨げることである。」なせなら、投票のために広大な同州の辺境の地からフィラデルフィアに出て来ることのできる投票者はまずいないからである。このような問題点を踏まえて、請願は批准に反対して述べる。すなわち、われわれ請願者は「名誉あるこの批准会議に祈る。すべての邦の市民に、これまで言及されてきた諸権利を保障するための権利章典が、提案されている計画 (the said proposed plan) に付加されるまでは、同計画を採択しないことを」と。³¹⁾これが同会議で読み上げられたのち、ホワイトヒルは請願に沿う形で、自らが用意した一五箇条の修正案を提出し、同時にペンシルヴァニアのすべての人々がこれを考慮できるように、未確定の日付まで会議を閉会するよう提案した。しかし、これに対して反対を唱えたのはマックキーンであった。すなわち、「このような段階でそのように不適切な試みがなされるのは遺憾である。

……批准会議の義務は提案されているプランを採択するか拒否するかをいづれかを行なうことに限定されている。……したがって、その請願には注意を払わないことを（諸氏に）望む」と。そのため、ホワイトヒルの提案は、四六対二三の大差で否決されると同時に、彼が提案した一五箇条の修正案も議事録には記載されることが決定された。⁽³³⁾ またその直後に、フェデラリストのトマス・ハートレー（Thomas Hartley）により、批准会議は草案を批准するか否かにつき動議が発せられ、これが先の賛否の票数とまったく同じ、四六対二三で可決されたのである。

こうしてアンタイ・フェデラリストによる懸命の批准延期の説得にもかかわらず、一三の邦の先頭をきって、ペンシルヴァニアで、正式に草案は批准されたのである。そして、ホワイトヒルが先に提案した修正案は確かに否決されたが、後述のように、この数日後に少数派が発表する草案反対理由の内に盛り込まれ、これが新聞などの媒体を通して各邦に伝達されたのである。そしてこれが、修正案を付して憲法草案を批准するという一つの方法を、後続の諸邦に示唆したことに疑問の余地はない。実際、その時点でまだ批准を終えていなかった残りの一一邦のうち、八邦が何らかの修正案を提出したのである。

さて、そのホワイトヒルの修正案であるが、まず、良心の自由を保障する第一条、民事事件において陪審裁判を保障する第二条、刑事事件において陪審裁判を保障する第三条など、第一条までは、いわゆる基本的人権を列挙し、保障している。その残りの第二二条から第一五条までが、統治機構に関する規定で、三権分立を定める第一二条、国内法に反する条約の無効を宣言する第一三条、連邦裁判所の権限を限定しようとする第一四条の後に、憲法修正第一〇条として完成する連邦制規定が、最後の第一五条に規定された。すなわち、第一五条は次のように定める。「諸邦の主権、自由および独立、ならびに、この憲法によって明示的に合衆国議会に委譲されていないすべての権限、管轄および権利は、〔諸邦に〕保持（retain）される」と。⁽³⁴⁾ これら全一五箇条の修正条項案は、一月一八日付『ペンシルヴァニア・ポケット（Pennsylvania Pocket）』に掲載されることになる。「憲法制定権者に対する、ペンシルヴァニア邦批准会議少数派の辞および反対理由」⁽³⁵⁾ においても、ほぼそのまま取り入れられている。では以下、「少数派の反対理由」の内容を概観しよう。

まず、憲法草案を作成した憲法制定議會の手續に關して非難がなされる。つまり、制定議會においては、審議が行なわれている期間のすべてにわたつて、委員会はもとより、本會議の議論も非公開で行なわれたが、その機密性は民主主義に反するものとして批判された。すなわち、制定議會のドアは「閉ざされ続け、代表者たちは最も厳肅な機密厳守の確約 (The most solemn engagements of secrecy) のもとに置かれた」と。

次に批判の対象とされた手續的違反は、ペンシルヴァニア邦議會が、先述のように、九月二十八日から二十九日にかけて、批准會議の招集を決定するために、物理的強制力を用いて強行採決を行なつたことであつた。すなわち、

一人の代表により、「九月二十八日に」邦議會に提案がなされた。「すなわち」提案されている合衆國憲法〔草案〕を考察し採択する目的で、一〇日以内に批准會議を招集しよう、というものである。しかし、その時には同議會はまだ連合議會から、それ〔邦批准會議の招集要請〕を受けてはいなかつたのである。……これまでも非常にしばしば脅威を与えた、暴力と蹂躪 (violence and outrage) が、この時にも実行された。次の日〔九月二十九日〕、何人かの代表が、その目的のために集められた暴徒により捕らえられ、むりやり議會に引きずり込まれ、定足数を構成させられ、彼らの決議が完了するまで、そこに抑留された (detained) のである。⁽³⁷⁾

次に、實質的な手續違反として、邦憲法の改正手續に違反する次の事實を挙げる。すなわち、邦憲法を改正するには監督評議會 (council of censors) の勧告に基づき、邦議會が決議しなければならぬ。そして修正案は同評議會のみが作成権限を有し、しかもそれが作成した「変更と修正条文案 (alterations and amendments)」は、人民の考察に付するため、邦議會で審議される少なくとも六カ月前に出版され公表されなければならない。ところが、この憲法草案はそのように邦憲法を改正する効力を有するものであるにもかかわらず、本来の邦憲法改正手續に準拠した手續は行なわれなかつたのである、と。そしてこの点が、次のように批判の対象とされた。すなわち、

提案されている合衆國政府体制は、それが採択されれば、ペンシルヴァニアの憲法を変更し、あるいは無効とするかも知れない。したがつて立法院〔邦議會〕はその目的のために批准會議を招集することを勧告する、いかなる權威も持

たないのである。「であるから」この手続は、この共和国 (commonwealth) 「ペンシルヴァニア」の人民を拘束するものとは考ええない。⁽³⁸⁾

ついで批判の矛先は、批准会議が開始されてからの審議過程に向けられる。つまり多数派により、自分たち批准反対派の意見がいかに踏みこじられ、そのためいかに代表としての権利を侵害されたかを述べ、そのような扱いを糾弾する。すなわち、

多数派は、それぞれの条文について議論することをわれわれに認めはしたが、修正案を提案することを制限したのである。さらに彼らは、決断をもって、われわれが〔草案の〕どの条文の反対理由の詳細に踏み込むことも許さず、また、それは、批准するか否かの最終的問題に関しても同じだった。このような状況の中、われわれは提案されている政府の体制の考察を行ない、最も大切な諸権利を放棄することなしには、これを採択することはできないということを見いだした。われわれはこれに反対である旨を表明し、われわれにとって危険である (injurious) と思われる草案の部分には、可能な限りの最良のマナーをもって反対した。そして、批准会議に以下の修正提案を提示して、われわれは議論を終了したのである。⁽³⁹⁾

そして、ホワイトヒルが先に「カンバーランドの請願書」とともに提案した修正条項を、一部変更したものがこれに続いた。ホワイトヒルの修正案の文言自体に変更はなかったが、条文の順番が多少変えられたのである。その部分とは、ホワイトヒルの提案では、邦主権の留保権限の保障は、第五条に独立して規定されていたが、これを、軍の組織、構成、綱紀については各邦に権限が有るとする第一条の後に移動し、同条の後段として追加した点である。こうして、この「少数派の反対理由」の中の修正提案の条項は全部で一四箇条になったのである。

この後、「反対理由」では、批准会議においては議論する機会の認められなかった、草案の詳細部分にわたる議論がなされた。ここでも再度、草案は統合的体制を構築し、邦主権を破壊するものとして非難される。すなわち、

新憲法は、一貫した統合計画のもと、一七七八年の連合規約の第二条では認められていた、邦政府の諸権利と特権の留

保を含んでいない。……要するに、憲法の全体に諸邦の統合 (consolidation) が浸透しているのである。そして、そのようなものが憲法の意図であるという布告で、それは始まっている。憲法構造の主な柱は、その統合計画に呼応しており、結論部分 (「第六条最高法規規定」) はそれを確認している。また、前文は次のような言葉で始まっている。すなわち「われわれ合衆国人民は」と。しかしこれは、社会状態に加入する個人間の協約のスタイルであり、諸邦の連合のそれではないのだ。⁽⁴⁰⁾

この文書はその後、一月一八日付『ペンシルヴァニア・ポケット』に掲載され、全国的な注目を浴びることになった。⁽⁴¹⁾ また、これに触発されて、草案の批准が行なわれた後においても、ペンシルヴァニアにおける憲法草案をめぐる議論は、さらにその量と緊迫度を増していったのである。そして、それを象徴するできごとが、一月二六日に起きた。批准反対派の中心地、カンバーランド・カウンティのカーライルにおける暴動とこれに引き続いて起きた騒動がそれである。

一月二六日に、フェデラリストたちは、数日前に憲法草案がペンシルヴァニア批准会議において批准されたことを祝うために、カーライルにおいて祝宴を催していた。そこに暴徒が押し掛け、主たるフェデラリストで草案の擁護者であったトマス・マックキーンとジェイムズ・ウィルソンの人形を焼いたのである。翌年一月二三日には、この件に関して、カンバーランド・カウンティ一般訴訟裁判所 (County Court of Common Pleas) 判事のジョン・ジョーダン (John Jordan) をはじめ二二名に対して逮捕状が発せられた。二月二五日までに全員が捕らえられたが、保釈を請求しなかった七名以外は、保釈が認められ身柄拘束を免れた。しかしそのすぐ後に、カンバーランド・カウンティの民兵たち数百名は、その他のカウンティの何人かの民兵と合同で、囚われの七名を解放すべく、カーライルへと行進を始めた。彼らは、到着する三月一日までに、民兵委員会 (militia committee) を構成し、まず、当事者たるフェデラリストたちと和解の協議を持った。そこで、両者は、同邦の最高執行参事会 (the Supreme Executive Council) に対して、逮捕状が発せられた全員に対する手続を、その時点で終結させるように要請することで、話し合いをまとめた。この妥結に囚われの七名も同意したので、民兵隊は解散した。そして三月二〇日に同参事会は法務長官に対して、訴追を中止するよう指示して (*nolle prosequi*)、この事件は解決さ

れたのであった。⁽⁴²⁾

このようなペンシルヴァニアの状況は、新聞等によりアメリカ全土に伝えられたため、その事件の原因についても多くが知られるところとなった。すなわち、少数派であるアンタイ・フェデラリストたちが批准会議においていかに不当に扱われたかが知られ、フェデラリストへの反感が強まると同時に、彼ら少数派が著した「少数派反対意見」も広く読まれ、理解されることになったのである。さらにアンタイ・フェデラリストたちはこれと時期を同じくして、懸命のキャンペーンを行なっていた。そのキャンペーンは、その前年の一二月あるいはこの年の一月の初旬に、ジョン・ニコルソン (John Nicholson) により書かれた請願書草案に、住民の署名をとり行うものであった。その請願書は、ペンシルヴァニア邦議会に対して次の三点を要求する。まず、憲法制定議会のペンシルヴァニア代表が、その権限を超越して新憲法草案を作成したことを、邦議会が非難すること、次に同邦の批准会議が行なった草案の批准を、認めない (not to be confirmed) こと、そして最後に、連合議会におけるペンシルヴァニア代表に対して、新憲法がそこで採択されないように指示すること、であった。この請願書はまず、一月三〇日付『カーライル・ガゼット (Carlisle Gazette)』に掲載され、その後二月から三月にかけてその他のカウンティーにおいても、新聞によって公表された。そして、六、〇〇五名の署名がされた同請願書が、三月の一七日から二九日の間に、ペンシルヴァニア邦議会に提出され、それと同時に、少なくとも七つの他の請願書もアンタイ・フェデラリストから提出された。これに対して同議会は何の行動も起こさず、それら請願書を無視する形で閉会してしまつた。その後、六月二一日に九つ目の邦として、ニュー・ハンプシャーが憲法草案を批准したことにより、新憲法の発効が決定的となると、カーライルを中心地とするカンバーランド・カウンティーのアンタイ・フェデラリストは、今度は「回付状 (circular letter)」を邦内に回し、第一回連邦議会への自分たちの代表を選出し、かつ、憲法修正条項を起草するために、九月三日にハリスバーグで会議を開くことを提案した。そして実際にこの日、この会議は開催された。⁽⁴³⁾一方、フェデラリストは、一〇月一日にランカスターで、同様に会議を開き自分たちの党派の代表を選出した。その後一月二六日にペンシルヴァニアの代表を選出する下院議員選挙が行なわれることになった。その結果、全部で七名の代表の内、五名はフェデラリス

ト、残りの二名がアンタイ・フェデラリストという結果になった。こうして、第一回連邦議会のペンシルヴァニア代表に關しては、フェデラリスト優位の状況となったのである。⁽⁴⁾

おわりに

以上本稿では、ペンシルヴァニア邦議會および批准會議において、憲法草案が批准される経過を検討してきた。その作業を通して理解されたことは以下の事柄である。すなわち、当初から同邦においては草案賛成派と反対派の対立が強かった。つまり、邦議會における批准會議開催手続の段階から、定足数を満たさないよう反対派はボイコットを行ない、これに対し賛成派は、これを満たすために実力行使をするなど、相当緊迫した状況にあった。そしてこのような両派の緊張関係は、批准會議代表選出選挙の当日前夜に頂点に達し、夜中にフィラデルフィアの草案反対派が投宿する宿舎が襲撃される事件まで発生する有り様であった。このような状況は、批准會議が開始されてからの議論にも強く反映され、両者とも一步も譲らない状況が非常に長く続いた。また、會議の外においても、両派を指示する各新聞、パンフレット出版社は、同地で発生する事件や両派の意見対立を掲載し、ペンシルヴァニアはもとより他の邦にも、状況が克明に伝達されていった。

このような対立の原因は言うまでもなく、憲法草案が中央集権的な政府の構築を可能とする点、そしてそうであるにもかかわらず、各邦の主権を保障し人民の基本的人權を保障する権利章典が欠如している点に求められる。そこで草案反対派は、ホワイトヒルを中心として修正案の提案を行なったものの、賛成派は数の多さにものを言わせ、その提案を拒否するとともに、強硬に草案批准を行なったのであった。しかし、このような強硬な批准會議の姿勢に反対派の怒りはさらにエスカレートし、特に反対勢力が強かったカーライルでは、賛成派が催した祝典を実力で妨害するという騒動が発生した。そのような実力行使とともに、反対派はその意見を「少数派反対意見」として正式に公表し、これがその他の地においても広く読まれることになったのである。そしてその中には、ホワイトヒルがそれ以前に作成した修正条項が盛り込まれており、それ

以後草案を批准していくことになる各批准会議に影響を与えていったのである。その修正条項の内には、人民の諸権利とともに、両派の議論の中心であった邦主権の保障の規定も含まれていた。これが、その他の多くの批准会議が作成した修正条項の内にも規定され、また、その後開催された第一回連邦議会における修正案審議でも議論の対象となり、最終的に修正第一〇条として完成することになったのである。第一回連邦議会におけるその点の議論に関しては、すでに別稿で論じており、本稿の課題である、ペンシルヴァニア邦批准会議の議論、ならびに、同邦少数派反対意見およびその修正案の作成経緯の検討は、以上で一応達成されたものと考ええる。

注

- (1) 同修正案が影響力を持ちえた原因については、拙稿「アメリカ合衆国連邦制の形成(二・完)」南山法学二〇巻一号三四—三五頁参照。さらに、EDWARD DUMBAULD, 『THE BILL OF RIGHTS AND WHAT IT MEANS TODAY』10—12. また、ペンシルヴァニアにおける、アメリカ独立からのこの当時まで政治的・憲法的状況全般については、五十嵐武士『アメリカの建国』(一九八四年、東大出版会)「第二部 第三節 ペンシルヴェニア共和派と連邦憲法案」参照。また、同地における政治的グループの二分化は、すでに、独立直後の邦憲法制定時にほぼ完成しており、フェデラリストはリパブリカンス(共和派)(Republicans)、アンタイ・フェデラリストはコンスティテューションナリスツ(憲法派)(Constitutionalists)と呼ばれていた。しかし本稿では、このような同地において用いられた呼称ではなく、より広く用いられた一般的な呼称で表示する。また、State Assembly あるいは State Convention の state の訳語については、九つの批准会議が憲法草案を批准し新憲法が発効した時点を基準とし、それ以前の state を「邦」、それ以後のそれは「州」と訳出するのが通例なのでそれに従うことにする。したがって、ニュー・ハンプシャーが批准した一七八八年六月二一日が基準となる。さらに、後に見るように「少数派反対意見」は、批准会議によって承認されたものではないため、同邦の公式の文書とは言えない。しかし、それが後に批准する各邦批准会議あるいは第一回連邦議会の修正案審議に与えた影響の大きさに鑑み、検討に値すると思われる。
- (2) MERRILL JENSEN, ed., 2 THE DOCUMENTARY HISTORY OF THE RATIFICATION OF THE CONSTITUTION 138—146, 146—148. [hereafter cited as Doc. HSTR. RATIF.]
- (3) 2 Doc. HSTR. RATIF. 55. 議法定足数を過半数としていた他の邦憲法と異なり、ペンシルヴァニア憲法においては、総議員数

の三分の二とされていたため、これが可能となったのである。

- (4) このような議会の行為に対して、ホイコットを行なった一九名のアンタイ・フェデラリスト議員たちのうち、一六名は、その日付で、議会が実力行使して定足数を確保した暴挙を非難すると同時に、自分たちのホイコットを正当化する宣言を出している(ただし、これが印刷物として公表されたのは一〇月二日になってからである)。その非難は主として次の二側面から行なわれていた。まず、その時点ではまだ連合議会(Confederation Congress)から正式な草案審議の依頼が届いていなかったにもかかわらず、これをペンシルヴァニア邦議会が独走して行なおうとしたという形式的な側面、さらに、草案はきわめて中央集権的な中央政府を構成しようとしているという実質的な側面である。また、自分たちのホイコットは、このような不正な方法での審議への突入と、不当な草案の批准を、阻止するためであったと言ったことによつて正当化されていた。(2 Doc. Hst. RATIF. 55-56.)

- (5) 2 Doc. Hst. RATIF. 166.

- (6) 2 Doc. Hst. RATIF. 167-168. この演説の全文訳は、斎藤眞・五十嵐武士『アメリカ古典文庫一六 アメリカ革命』(一九七八年、研究社)二二三―二四三頁にある。本稿ではそれを参考に、筆者が訳出した。

- (7) 2 Doc. Hst. RATIF. 180. 他(3)の「An Old Whig II, "Montezuma"」と「ジョン・ニコルソンによるパンフレット」である。

- (8) 2 Doc. Hst. RATIF. 193. (傍線部は、原典では大文字表記で強調されている部分。)

- (9) 修正第一〇条の制定過程等に関しては、前出注(一)拙稿参照。

- (10) このような事実に関しては、たとえば、Samuel Baird to John Nicholson, November 9, 1787 (2 Doc. Hst. RATIF. 236.) などの私信や、その後の議会の議事録に、議会が評議会に対し「暴徒捕獲のために賞金を出すよう要請し、これが認められた旨の記述があること、あるいはその旨を報ずる記事から、推測される。また、後に、フェデラリストのウィルソンがこの暴徒を煽動したという嫌疑を掛けられたことについては、「Plain Truth, November 24, 1787 (2 Doc. Hst. RATIF. 292-298.)」また、*"The Scourage," January 23, 1788 (2 Doc. Hst. RATIF. 685-692.)* 参照。

- (11) この原因の一つに考えられるものとして、主にフェデラリスト派の人々に読まれていたとされる『ペンシルヴァニア・ガゼット』(一〇月一七日付)がある。この新聞において、フェデラリストの邦議会議員あるいは評議会委員を批准会議代表に選出することは、同一人物に二つの任命を行ない職務の重圧を増加させることになり好ましくないうえ、すでに彼らは邦憲法を支持する旨宣誓しており、邦政府の権限を縮減することになる草案を批准する作業は、この宣誓に反する虞があるから、これらの人物

を選出したことが求められた。

- (12) 2 Doc. Hist. RATIF. 210-216. ウィリアム・フィンズリー (William Findley) により一月三日に執筆されたものとされる。また同論考は「一月七日の『フリーマンズ・ジャーナル』」にも掲載された。
- (13) 2 Doc. Hist. RATIF. 211. これに対するフェラリストからの批判は翌日の同誌に“Plain Truth”という題で、またその日から四日間隔をとり、「The Prayer of an American Citizen」という題で展開された。(2 Doc. Hist. RATIF. 279.)
- (14) 2 Doc. Hist. RATIF. 279.
- (15) この日のヴァイルソン演説には二つの版が存在する。一つはアレキサンダー・タラスの筆記によるもので、一月二八日に『ペンシルヴァニア・ノラルズ』に掲載された。そしてこれはトマス・ブラッドフォードによりパンフレットとして出版され、他の邦においても読まれ、多くの議論を惹起することとなった。もう一つは「トマス・ロイドの筆によるもので、批准会議『ディベーン (Debates)』に掲載されたものである。しかしこれは、翌年の二月七日まで日の目を見ることはなかった。(2 Doc. Hist. RATIF. 339.)
- (16) 2 Doc. Hist. RATIF. 333. ただし「マックキーンは即座に批准をすることを真から要求するために動議を発したのではなく、審議のきつかけとするために発したと述べている。すなわち、自分の動議により「憲法の考察が必然的に引き起こされるだろう。それに対して主張されうるすべての反対が、注意を持って聴かれ、回答され、そしておそらく除去されよう。そして最終的に、十分な議論の後、目前の「憲法草案の」体制を受け容れるか拒否するか、その根拠が確認されるだろう。この問題が今日、決断されることを望んでいるのではないが、おそらくは一週間後の今日には決定されるであろう。私は形式を整えるためにこれを提案しようとしている」。(2 Doc. Hist. RATIF. 334.)
- (17) 2 Doc. Hist. RATIF. 364.
- (18) 2 Doc. Hist. RATIF. 369-370.
- (19) 2 Doc. Hist. RATIF. 384.
- (20) 2 Doc. Hist. RATIF. 385.
- (21) 2 Doc. Hist. RATIF. 393.
- (22) 2 Doc. Hist. RATIF. 398.
- (23) “William Shippen, Jr. to Thomas Lee Shippen, Philadelphia, 29 November.” 2 Doc. Hist. RATIF. 424.
- (24) 2 Doc. Hist. RATIF. 439, 441. 傍線部分は原文イタリック。

- (25) 2 Doc. HIST. RATIF. 459-529.
- (26) 2 Doc. HIST. RATIF. 467.
- (27) 2 Doc. HIST. RATIF. 496.
- (28) 2 Doc. HIST. RATIF. 470.
- (29) 2 Doc. HIST. RATIF. 541-542.
- (30) 2 Doc. HIST. RATIF. 542.
- (31) 2 Doc. HIST. RATIF. 309-311. また、同様に草案の批准に反対の旨を請願に表したのは、フィラデルフィア・カウンティーの各郡 (Philadelphia County Petition to the Pennsylvania Convention, 11 December)。この請願においては、批准会議に批准の判断を延期することを要求している。すなわち、「あなた方の請願者は、次のことを祈る。名譽ある批准會議は、先の憲法制定議會により提案されている政府の計画に関し、ヘンリルヴァニア市民の慎重な思慮 (deliberate sense) を得るために、来年の四月あるいは五月のうちの日かまで、喜んで閉會することを」と。しかし、この請願はフィラデルフィアにおいて回付されたのみで、結局批准會議には提出されなかった (2 Doc. HIST. RATIF. 316-319)。また、カンバーランド・カンファリーの請願には「それ以前の十一月二十八日付の、まったく逆の趣旨のものが残っているからであるが (2 Doc. HIST. RATIF. 298-299)」、それは十二月五日付のこの請願によつて否定されている。すなわち、この請願を出版し配布する新聞社に対して、「これ〔十一月二十八日付請願〕が真実のものであるか否かを見極めることができるように、カーライル (Carlisle) の一七〇名によつて署名された以下の請願を掲載することを要求する」と (2 Doc. HIST. RATIF. 310)。
- (32) 2 Doc. HIST. RATIF. 596.
- (33) 2 Doc. HIST. RATIF. 324. この修正案は議事録には載せられなかったが、同邦の新聞 (Pennsylvania Herald, 15 December) 等には掲載されたので、それらからその内容を知ることが可能となる。
- (34) 15. That the sovereignty, freedom, and independency of the several states shall be retained, and every power, jurisdiction, and right which is not by this constitution expressly delegated to the United States in Congress assembled. (2 Doc. HIST. RATIF. 599.)
- (35) "The Address and Reasons of Dissent of the Minority of the Convention of the State of Pennsylvania to their Constituents" (2 Doc. HIST. RATIF. 618-640). 後この文書は「批准會議の代表ではなかった」サムエル・アダムズの筆によるものと判明した。また、同文書の全体の翻訳は、拙訳として、南山法字二〇巻二号を参照されたい。

- (36) 2 Doc. Hist. RATIF. 620. 同議会の記録一切は、一八一九年の初出版まで國務省に預けられ、機密文書として保管されてゐた。(Max Farrand, ed., 1 THE RECORDS OF THE FEDERAL CONVENTION OF 1787, at xi-xii, xxiv.)
- (37) 2 Doc. Hist. RATIF. 620-621.
- (38) 2 Doc. Hist. RATIF. 621.
- (39) 2 Doc. Hist. RATIF. 623.
- (40) 2 Doc. Hist. RATIF. 629.
- (41) じかじかの文書が、ノエチラリストの圧力を受けた郵便当局により、一部配布の妨害が行なわれたとも言われている。See, HERBERT J. STORING, 3 THE COMPLETE ANTI-FEDERALIST 145, footnote.
- (42) 2 Doc. Hist. RATIF. 670. 一月三日の逮捕状を、*id.* at 684-685 (Pennsylvania Supreme Court to Sheriff Charles Leeper) 参事会を拒む画者なるの請願 (Petition to the Council) を、三月二〇日の参事会の決定 (Council Proceedings) を、*id.* at 708.
- (43) 2 Doc. Hist. RATIF. 709. 「回文状」を、MERRILL JENSEN and ROBERT BECKER, eds., 1 THE DOCUMENTARY HISTORY OF THE FIRST FEDERAL ELECTIONS, 1788-1790, at 239-240.
- (44) 1 THE DOCUMENTARY HISTORY OF THE FIRST FEDERAL ELECTIONS, 1788-1790, 412-429. ノエチラリストの代表は、トマス・フィッツシモンズ (Thomas FitzSimons) 、「トマス・ハートル」 (Thomas Hartley) 、「フレデリック・ムhlenberg」 (Fredrick Muhlenberg) 、「トマス・スコット」 (Thomas Scott) 、「ダニエル・ヒェスター」 (Daniel Hiestler) 、「ジョー・ワグネル」 (John Peter Muhlenberg) のみであった。それらに対して、アンタイン・ノエチラリストの代表は、ダニエル・ヒェスター (Daniel Hiestler) 、「ジョー・ワグネル」 (John Peter Muhlenberg) のみであった。